

広島市告示（安佐南区）第25号  
令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、佐東老人いこいの家の使用料の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
  - (1) 株式会社第一ビルサービス
  - (2) 代表取締役 坂根 紳也
  - (3) 広島市中区大手町五丁目3番12号
  
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年3月25日
  
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日